

○財務省告示第五十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年二月五日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成三十年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百四十九回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適用等

四 発行方法

争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

方募

入 価 法 入
 札 格 競 決
 発 行 争 の
 入 札 競 争
 非 競 争 入
 札 発 行 入
 国 債 市 場
 特 別 参 加
 者 ・ 第 I
 非 価 格 競
 争 入 札 競
 及 市 場 特
 行 及 び 国
 債 市 場 特
 別 参 加 者
 第 II 非 競

争 入 札 発 行 一 と い う 。
 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 II 非 競
 る も の に よ る 発 行 一 以 下 一 国 債
 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別
 て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別
 し た 後 に 行 わ れ る 入 札 決 定 を
 び 価 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
 一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非
 を 定 め る も の に よ る 発 行 一 以 下
 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別
 で あ っ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市
 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
 と す る も の に よ る 発 行 一 以 下 一
 て 得 ら れ る 価 格 を そ の 発 行 一 非
 価 格 を 募 入 額 に よ り 加 重 平 均 し

各 申 込 み の うち 応 募 額 の 高 い
 も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り
 当 て る 。
 各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り
 割 り 当 て る 。
 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
 募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申
 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

| 十 十 | | | 九 八 | | 七 | | 六 | | 五 | | 四 | | 三 | | 二 | | |
|-------------------------|-----------------------------|-------------------|-------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| イ 一 | | | 振 額 最 | | 払 込 金 | | 札 入 | | 札 入 | | 札 入 | | 札 入 | | 札 入 | | |
| 入 札 発 行 | 価 格 競 争 | 発 行 日 | 替 単 位 | 低 額 面 金 | 行 争 非 者 特 国 債 市 場 | 行 争 非 者 特 国 債 市 場 | 札 入 | 札 入 | 札 入 | 札 入 | 札 入 | 札 入 | 札 入 | 札 入 | 札 入 | 札 入 | |
| 上 額 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格 | 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 九 銭 以 | 平 成 三 十 年 二 月 五 日 | す る 。 | の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 の 金 | の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 の 金 | の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 の 金 | 五 万 円 | 千 五 百 七 十 五 億 七 千 三 百 十 四 万 円 | 千 五 百 七 十 五 億 七 千 三 百 十 四 万 円 | 三 億 七 千 五 百 十 二 億 千 二 百 二 十 八 円 | 三 億 八 千 六 百 四 十 二 万 四 千 六 百 円 | 三 億 五 千 二 百 五 十 七 億 七 千 五 百 円 | 一 兆 九 千 二 百 五 十 七 億 七 千 五 百 円 | で 千 五 百 七 十 四 億 円 | た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 | 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し | 特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 七 |

口

十
三
二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

十
四

初
期
利
子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 47}{100 \times 365}$$

年 ○ ・ 一 パーセント
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は
払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 に よ
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規
定 す る 期 日 に 払 込 む の と す

十
五

後 第
の 二
利 期
子 以

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

平 成 三 十 年 六 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十
日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す

額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 一 銭

